

司法試験

---

令和4年司法試験 採点実感分析会  
採点実感レジュメ3冊目(刑事系)  
【矢島純一LEC専任講師】

---

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001221 236742

LU23674



## 採点実感（令和4年度司法試験）分析会

### \*はじめに

今回は令和4年度司法試験の論文試験の採点実感を題材にして、試験考査委員が受験生に求めていることを理解して将来の試験対策に役立つ講義をしてきます。採点実感は、試験考査委員が将来の受験生に向けたメッセージというコンセプトで公表しているものなので、採点実感に記載されたことを可能な限度で理解しておくと、試験考査委員に評価される答案を作成しやすくなります。

なお、令和4年度司法試験の論文試験を題材にして私が作成した答案例を用いて試験考査委員に評価される答案作成のコツを修得するための講義は、令和5年4月6日に開講する「**矢島の最新過去問&ヤマ当て講座**」で実施します。同講座は通学クラスと通信クラスがあります。

### \*使用教材

- 1 **採点実感**に私が下線を付したり「注」書を付したりしたもの（本冊子）。  
採点実感に付した下線のうち、受験生が積極的に取り入れるべきところは実線で、反面教師にすべき点は点線で装飾しています。
- 2 **問題文**に私が下線を付したりメモを記載したりしたもの（別冊子）。

注：各教材とも、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の順番で情報を掲載しています。

2023年（令和5年）4月2日

LEC専任講師 矢島 純一

## 採点実感（刑法）

### 1 出題の趣旨、ねらい

既に公表した出題の趣旨のとおりである。

### 2 採点方針

本問では、具体的事例について、甲に横領罪の成立を認めるための理論上の説明やその当否を問うとともに、乙の罪責やその理論構成を問うことにより、刑法総論・各論の基本的な知識と問題点についての理解、事実関係を的確に分析・評価し、具体的事実に法規範を適用する能力、特定の立場が依拠する考え方を分析してその当否を検討する能力、結論の妥当性やその導出過程の論理性、論述力等を総合的に評価することを基本方針として採点に当たった。

いずれの設問の論述においても、各設問の内容に応じ、各事例の事実関係を法的に分析した上で、事案の解決に必要な範囲で法解釈論を展開し、問題文に現れた事実を具体的に摘示しつつ法規範に当てはめて適切な理論構成の下に妥当な結論を導くこと、その導出過程が論理性を保持していることが求められる。

ただし、論じるべき点が多岐にわたることから、事実認定上又は法律解釈上の重要な事項については手厚く論じ、そうでない事項については簡潔な論述で済ませるなど、答案全体のバランスを考えた構成を工夫することも必要である。

出題の趣旨でも示したように、設問1では、窃盗犯人であるAから盗品であるB所有の普通自動二輪車（以下「本件バイク」という。）の保管を委託された甲が、Aを困らせるために本件バイクを隠匿した行為に関し、横領罪の成立を認める立場から、(1)甲は、Aに頼まれて本件バイクを保管している以上、これを「横領」すれば横領罪が成立する、(2)甲が実家の物置内に本件バイクを移動させて隠した行為は、「横領した」に当たるという各主張がなされた場合の各主張の当否を論じる必要があった。

主張(1)においては、横領罪における「占有」が他人からの委託に基づく占有に限られることを前提に、窃盗犯人Aとの委託関係も保護に値するかが問題になることを、主張(2)においては、物の効用に基づいた利用処分とはいえない隠匿行為も「横領した」に当たると考えることの当否が問題になることを、それぞれの的確に指摘した上で、自説の論拠や他説への批判などを踏まえつつ、各主張の当否を論じた答案は高い評価を受けた。

他方、いずれの主張においても、問題の所在を正確に理解しないまま、本件において検討すべき論点に即した論述がなされていない答案は低い評価にとどまった。

設問2では、まず、Aが甲を殴打しようとしていたところを偶然目撃した乙が、Aが甲に対して一方的に攻撃を加えようとしていると思い込んで甲を助けようと考え、Aの背後から、サバイバルナイフ（以下「本件ナイフ」という。）でAの右上腕部を突き刺し、Aに傷害を負わせた行為について、傷害罪の成否を論じる必要があったが、出題の趣旨でも記載したとおり、甲は、Aからの侵害を予期した上で対抗行為に及んでいたことから、乙の正当防衛の成否を検討するに当たっては、被害者甲と防衛者乙のいずれを基準に正当防衛状況を基礎付ける侵害の急迫性を判断すべきかが問題となる。

そこで、かかる問題の所在を端的に示しつつ、根拠とともに自らの立場を示し、それに基づいて侵害の急迫性を検討する必要がある。

被害者甲を基準に侵害の急迫性を検討する場合、本件事案において、どのような事情が重視されて一定の結論を導くのか、その思考過程を明確に示すことが不可欠であり、

本件においては侵害が十分に予期されているところ、公園に出向く必要がないにもかかわらず、喧嘩闘争を覚悟の上で包丁を準備したという事情等を端的に示して侵害の急迫性を否定する答えは高い評価となったが、

一定の視点を提示することなく、問題文の事実関係をそのまま書き写して結論を導くにとどまる答えは低い評価となった。

そして、Aの甲に対する急迫不正の侵害が否定されると考えた場合、乙はこれが存在すると認識していることから、乙に故意犯が成立するのか否かが問題となるところ、

かかる問題の所在を示した上で、本件事案に沿って、乙の認識を前提としても乙の対抗行為が相当といえるかを踏まえて、違法性を基礎付ける事実の認識が認められるか否かを検討して故意犯の成否を論じ、さらに、刑法第36条第2項に基づく刑の減免の可否についても、適切に論じられている答えは、高い評価を受けた。

次に、乙が、Aの右上腕部を本件ナイフで突き刺した後、Aから追い掛けられて逃げ出したところ、進路前方の道路脇に停められていたD所有の原動機付自転車（以下「本件原付」という。）を見付け、Aの追跡を振り切るためDに無断で本件原付を発進させた行為について、窃盗罪の成否を論じる必要があったところ、乙の行為は、客観的には、「自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため」の行為であり、緊急避難の成否が問題になるものの、これに先行する事情として、乙自らが、乙自身の法益に対する「現在の危難」を招いたという事情が存在するため、かかる事情があるにもかかわらず、自己が招いた危難を回避するために、無関係の第三者Dに侵害を加えることが緊急避難として正当化されるかが問題となる。

かかる問題の所在を示した上、緊急避難や違法性の本質を意識しつつ、いわゆる自招危難として緊急避難が否定されるための具体的な判断基準を示し、本件の具体的な事実関係に即して緊急避難の成否を論じられている答えは高い評価を受けたが、自招危難が問題になることに触れないまま淡々と緊急避難の要件該当性を論じるにとどまる答えは、低い評価となった。

### 3 採点実感等

各考査委員から寄せられた意見や感想をまとめると、以下のとおりである。

#### (1) 全体について

本問では、前述2のとおり、論じるべき点が多岐にわたることから、各論点の体系的な位置付けを意識した上、厚く論じるべきものと簡潔に論じるべきものを選別し、手際よく論じる必要があったが、論じる必要のない論点を論じる答案や必ずしも重要とは思われない論点を長々と論じる答案が相当数見られた。

規範定立部分については、論証パターンの書き写しに終始しているのではないかと思われるものが多く、中には、本問を論じる上で必要のない点についてまで論証パターンの一環として記述を行うものもあった。

さらに、そもそも論点の基本的な理解自体が不十分ではないかと不安を覚える答案や、条文の文言に即して解釈する姿勢が不十分な答案が目についた。

また、規範定立と当てはめを明確に区別することなく、問題文に現れた事実を抜き出しただけで、その事実が持つ法的意味を特段論じずに結論を記載する答案も少なからず見られた。これは、論点の正確な理解とも関係するところであり、一定の事実がいかなる法的意味を有するかを意識しつつ、結論に至るまでの法的思考過程を論理的に的確に示すことが求められる。

(2) 各設問について

ア 設問1について

(7) 主張(1)の当否

主張(1)においては、横領罪における「占有」が委託に基づく占有に限られることを前提に、窃盗犯人Aとの委託関係も保護に値するかが問題になることから、本件において委託に基づく「占有」が認められるか否かを、問題の所在として端的に示すことが求められるところ、具体的にいかなる要件に関する問題と捉えているのか明らかでないもののほか、本件バイクの他人物性を論じたり、あるいは、本件バイクが実質的にはAの物であると論じるなど、横領罪の成立要件に関する適切な理解を欠いた答案が散見された。

また、本件ではAは窃盗犯人であり、所有者から正当な権限を与えられていない者からの委託の要保護性が問題になるにもかかわらず、本件の具体的な事情を考慮することなく、所有者以外からの委託も保護されるかのみを問題とする答案も散見された。

また、主張(1)を正当化するために、窃盗犯人の占有も保護されることを援用する答案が目立ったが、主張(1)の論拠とするためには、例えば窃盗犯人の占有が保護されることとの均衡として、窃盗犯人からの委託も保護されるべきであるなど、横領罪の罪質の理解に基づいた論述が求められるところであった。

なお、本問は、Aの罪責を問うものではないにもかかわらず、Aの窃盗罪の成否を縷々〔注：ルル 途切れることなく、長々と〕論じる答案もあった。

(イ) 主張(2)の当否

主張(2)においては、隠匿行為が「横領した」に当たるか、すなわち横領罪においても財物の効用に基づく利用処分が必要かが問われていることから、まず横領行為の意義として、受託者が委託の趣旨に反し占有物に対しその権限を越えた行為をすれば全て横領となると考えるのか(越権行為説)、不法領得の意思を発現する行為を要求するのか(領得行為説)を明らかにした上、

領得行為説に立つ場合には、横領罪における不法領得の意思の内容として、窃盗罪などの他の領得罪と同様に、客体をその効用に基づいて利用、処分する意思まで必要と考えるか否かを論じる必要があったが、本問が横領行為の該当性を問うていることを無視して、横領行為の意義に一切触れないまま、専ら不法領得の意思の内容のみを論じる答案が少なからずあった。

また、本問では、財物の効用に基づく利用処分が必要かが問題になっているのに、特段の問題意識もなく、隠匿も所有者でなければできないような処分であるとして「横領」該当性を肯定する答案が散見されたほか、保管場所の変更は委託の趣旨に反するものではないとして、財物の効用に基づく利用処分の要否に全く触れないまま「横領」該当性を否定する答案も相当数あった(甲の行為は単なる保管場所の変更ではなく、Aを困らせるため、Aが発見できない場所に隠匿する行為である以上、これを委託の趣旨に反する処分ではないと評価することは、事案の分析として適切とはいえない)。

さらに、横領罪における不法領得の意思につき、最判昭和24年3月8日刑集3巻3号276頁等は、「他人の物の占有者が委託の任務に背いて、その物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分をする意思」としており、その定義上利用処分意思が要求されていないように読めるところ、不法領得の意思の内容につき同判例の定義を引用しながら、何の説明もなく利用処分意思を必要とするかのような当てはめをする答案や、窃盗罪と横領罪の不法領得の意思の異同を全く意識せずに、経済的な利用処分意思を欠くとして、不法領得の意思を否定する答案も散見された。

(ウ) 本設問は、前述のとおり、主張(1)と主張(2)という異なる論点に関する主張の当否をそれぞれ問うものであるが、問題文を誤解したせいか、主張(1)と主張(2)を、同じ論点に関する対立する見解と捉える答案や設問の主張とそれに対する解答がかみ合わない答案など、出題の趣旨を正確に把握できていない答案も少なからず見られた。

なお、設問の指示に従わず、甲の罪責を論じたり、あるいは、各主張の当否を具体的に明らかにしていない答案も残念ながら散見された。

イ 設問2について

(ア) 乙がAに傷害を負わせた行為の罪責

乙がAに傷害を負わせた行為について、正当防衛の成否を検討するに当たっては、被害者甲と防衛者乙のいずれを基準に正当防衛状況を基礎付ける侵害の急迫性を判断すべきかが問題となるどころ、このような問題意識を明確に示している答案は多くはなかった。

もつとも、答案の中には、本件が他人のための正当防衛が問題になる事案であることを端的に指摘した上で、例えば侵害の急迫性は被害者の要保護性に関する要件であることを根拠に、侵害の急迫性の有無を被害者甲の事情を基準に判断するなど、正当防衛の趣旨に遡って検討を加える秀逸なものも散見された。

被害者甲を基準に侵害の急迫性を検討する場合、甲は、Aからの侵害を予期した上で対抗行為に及んでいることから、判例（最決平成29年4月26日刑集71巻4号275頁）が指摘する事情を踏まえつつ、対抗行為に先行する事情を含めた行為全般の状況に照らして検討することが考えられるところ、同判例を踏まえて適切な検討ができていた答案はそれほど多くはなく、同判例に依拠しつつも、専ら積極的加害意思の有無のみを検討するなど、同判例の趣旨を正確に把握できていない答案が散見された。

前記判例によれば、仮に積極的加害意思が認められないとしても、行為全般の状況に基づいて急迫性が否定される余地があるのであるから、同判例に依拠して論ずるか否かはともかく、重要な判例の趣旨については正確な理解が望まれるところであった。

甲に対する急迫不正の侵害の検討に際して、包丁を突き出した甲に対して拳を振り上げたAの行為について正当防衛が成立するか否かを検討する答案も散見されたが、そもそもAは甲の顔面を殴打しようとしているところ、甲の対抗行為にひるむことなく、殴打行為を継続しようとしているのであるから、拳を振り上げる行為だけを切り取って正当防衛の成否を検討すること自体、適切な事案分析とはいえない。

また、Aの行為が不正の侵害であっても、甲について侵害の急迫性の要件を満たさない場合は十分に考えられるのであるから、Aの対抗行為が不正か否かに絞って検討することも適当とはいえない。

次に、Aの甲に対する急迫不正の侵害が否定されると考えた場合、防衛者である乙はこれが存在すると誤信した上で、主観的には防衛行為に及んでいることになるため、かかる誤信に基づいて対抗行為に及んだ乙に故意犯が成立するか否かについて論じることが必要であったが、乙に誤想（過剰）防衛が成立するかという問題提起や検討をするにとどまり、これが成立する場合にいかなる帰結が導けるかに言及できていない答案が散見された。

誤想（過剰）防衛は、講学上の概念にすぎず、これに該当すると評価されたとしても、そこから直ちに何らかの帰結が導き出されるものではないことは明らかであって、これらの答案は、講学上の概念や用語がいかなる意味を持つものかを理解しないまま、無自覚に論証パターンを記述しているにすぎないとの懸念を抱かせるものであった。

通説の立場から故意犯の成立を認めるためには、乙の本件行為が、乙の認識した事実を前提としても「やむを得ずにした行為」とは評価できないことを指摘する必要があるが、具体的な事実関係に即して、この点を明確に示すことができた答案からは、刑法の基本的な理解が修得されているとの印象を受けた。

注：誤想防衛は、刑法の体系上、責任レベルの問題である。責任レベルの問題は行為者の非難可能性の問題として行為者を基準に判断する。違法性レベルのところでは急迫不正の侵害の有無を被侵害者を基準に判断していたとしても、責任レベルのところでは防衛行為者を基準に誤想防衛の要件を判断することになる。

本事例において、正当防衛状況を肯定する答案は少数であったが、中には、Aによる急迫不正の侵害を肯定しながら誤想（過剰）防衛の成否を検討する答案や、正当防衛の要件のうち相当性以外の要件充足性を肯定しながら、相当性の要件を満たさないことから正当防衛は成立しないと論じるのみで過剰防衛の成否に全く言及しない答案など、論理的整合性や刑法の基本的な理解が疑われる答案も少なからず見られた。

(イ) 乙が本件原付を乗り去った行為の罪責

乙がDの原付を乗り去った行為については、窃盗罪の成否が問題となるどころ、宅配業務に従事している最中のDの原付を勝手に乗り去り、適当な場所に放置する意図があった以上、本件で不法領得の意思が認められることは明らかであるから、その旨を端的に記せば十分であるにもかかわらず、本件で不法領得の意思が認められるかを延々と論ずる答案が散見された。既に述べたように、事案解決にとっての重要度や議論の必要性に応じて論ずべき内容を取捨選択しつつ、メリハリを付けて論ずることが必要である。

次に、乙による本件原付の窃取行為に関する緊急避難の成否については、乙が自らの不法な傷害行為によって招いた危難に対して避難行為に出ることが許容されるかという問題を検討することが不可欠であるが、この問題について言及を欠く答案が多かった。

また、乙による本件原付の窃取行為が、正当な利益を有する第三者に向けられたものであることを理解せず、正当防衛の成否を論ずる答案も少数ながら見られた。自招危難をめぐる論点まで正確に理解しておくことは期待できないかもしれないが、少なくとも本件の事実関係を丁寧に読み込めば、乙自身が自らの不法な傷害行為によって招いた危難に対して避難行為に出ることが許容されるかが問題となり得ることを指摘した上で自分なりの考えを示すことは十分に可能なはずである。具体的な事実関係を正確に把握し、問題点を的確に抽出する能力を涵養することが重要であることを改めて強調しておきたい。

### (3) その他

例年指摘している点でもあるが、用語の間違ひがある答案や、文字が乱雑で判読しづら  
い答案、基本的用語の漢字に誤記がある答案が散見された。また、文章の補足・訂正に当た  
って、極めて細かい文字で挿入がなされる答案も相当数あった。時間的に余裕がないことは  
承知しているところであるが、採点者において判読が不能な記載箇所は採点対象にできな  
いことに十分に留意して、大きめで読みやすい丁寧な文字で書くことが望まれる。

### (4) 答案の水準

以上を前提に、「優秀」「良好」「一応の水準」「不良」と認められる答案の水準を示すと、  
以下のとおりである。

「**優秀**」と認められる答案とは、各設問に関係する事実関係を的確に分析した上で、各  
設問の出題の趣旨や採点方針に示された主要な問題点について検討を加え、成否が問題と  
なる犯罪の構成要件要素等について正確に論述するとともに、必要に応じて法解釈論を展開  
し、問題文に現れた事実を具体的に指摘して当てはめを行い、設問ごとに求められている罪  
責や理論構成について論理的に矛盾のない論述がなされている答案である。

「**良好**」と認められる答案とは、各設問の出題の趣旨及び前記採点方針に示された主要  
な問題点について指摘し、それぞれの罪責について論理的に矛盾せずに妥当な結論等を導く  
ことができているものの、一部の問題点について検討を欠くもの、主要な問題点の検討にお  
いて、理解が一部不正確であったり、必要な法解釈論の展開がやや不十分であったり、必要  
な事実の抽出やその意味付けが部分的に不足していると認められるものである。

「**一応の水準**」と認められる答案とは、事案の分析が不十分であったり、各設問の出題  
の趣旨及び前記採点方針に示された主要な問題点について一部論述を欠いたりするなどの問  
題はあるものの、論述内容が論理的に矛盾することなく、刑法の基本的な理解について一応  
ではあるものの示すことができている答案である。

「**不良**」と認められる答案とは、事案の分析がほとんどできていないもの、刑法の基本  
概念の理解が不十分であるために、各設問の出題の趣旨及び前記採点方針に示された主要  
な問題点を理解できていないと認められたもの、事案に関係のない法解釈論を延々と展開  
しているもの、論述内容が首尾一貫しておらず論理的に矛盾したり論旨が不明であったりし  
ているものなどである。

#### 4 法科大学院教育に求めるもの 注：「受験生に求めるもの」として読む

刑法の学習においては、刑法の基本概念の理解を前提に、論点の所在を把握するとともに、各論点の位置付けや相互の関連性を十分に整理し、犯罪論の体系的処理の手法を身に付けることが重要である。

一般的に重要と考えられる論点を学習するに当たっては、犯罪成立要件との関係で、なぜその点が問題となっているのかを明確に意識しつつ、複数の見解の根拠や難点等に踏み込んで検討することなどを通じて、当該論点の理解を一層深めることが望まれる。

また、刑法各論の分野においても、各罪を独立して学習するだけではなく、例えば、財産犯であれば、財産犯全体に共通する総論的、横断的事項や各犯罪類型の区別基準や相違点を意識した学習が望まれる。

これらの論点に関する理解を深めた上で、事案の全体像を俯瞰しつつ、一定の事実を法的に評価し、その解決において必要となる問題点を適切に抽出するための法的思考能力を身に付けることが肝要である。

さらに、これまでも繰り返して指摘しているところであるが、判例を学習する際には、その結論や判旨のフレーズのみを機械的に暗記するような学習法は慎むべきであり、当該判例の前提となっている具体的事実を意識し、当該判例の趣旨やその結論に至るまでの理論構成を理解することが必要である。

法曹実務家には、現実には生起する多様な事案に対処するため、その具体的な事実関係を正確に分析して問題の所在を発見するとともに、法律学の基本的な理解に基づいて、柔軟に考え抜いて適切な問題解決を提示し、それを自らの言葉で平易に表現することが求められている。司法試験で問われている能力もこれと実質的に異なるものではない。

このような観点から、法科大学院教育においては、まずは刑法の基本的知識及び体系的理解の修得に力点を置いた上、刑法上の諸論点に関する問題意識（なぜ問題となるのか）を喚起しつつ、その理解を深め、さらに、判例の学習等を通じ具体的事案の検討を行うなどして、正解思考に陥らずに幅広く妥当な結論やそれを支える理論構成を導き出す能力を涵養するよう、より一層努めていただきたい。

## 採点実感（刑事訴訟法）

### 1 採点方針等

本年の問題も、昨年までと同様、比較的長文の事例を設定し、その捜査及び公判の過程に現れた刑事手続上の問題点について、問題の所在を的確に把握し、その法的解決に重要な具体的事実を抽出して分析した上、これに的確な法解釈を経て導かれた法準則を適用して一定の結論を導き出すとともに、その過程を筋道立てて説得的に論述することが求められている。これを通じて、法律実務家になるために必要な刑事訴訟法に関する基本的学識、事案分析能力、法解釈・適用能力、論理的思考力、論述能力等を試すものである。

出題の趣旨は、既に公表したとおりである。

〔設問1〕は、大麻密売の疑いのある者として把握されていた甲に対する**おとり捜査の適法性**を問うものである。ここでは、**おとり捜査の意義**に関する理解を示し、その**法的性質及び適法性の判断基準**に関する自己の見解について、おとり捜査が**違法**とされる**実質的理由**を踏まえつつ論じた上で、**事例に現れた具体的事実**を的確に抽出、分析し、おとり捜査の適法性を論じることが求められる。

〔設問2-1〕は、非現住建造物等放火事件の犯行態様の一部について公訴事実と裁判所の心証との間にずれが生じた**事例**について、**裁判所が現訴因のまま自己の心証に従って判決をすることができるか否か**を問うものである。ここでは、**訴因の本質**を踏まえつつ、**訴因変更の要否**に関する**判断枠組み**について自己の見解を示した上で、**事例に現れた具体的事実**を的確に抽出、分析し、訴因変更の必要性について論じることが求められる。

次に、〔設問2-2〕は、共謀共同正犯において、検察官が冒頭陳述で釈明した共謀の日にちと裁判所が心証を形成した共謀の日にちとの間にずれが生じた**事例**について、**裁判所がその心証に従って判決をすることができるか否か**を問うものである。ここでは、**まず、検察官が釈明した共謀の日にちが訴因の内容になるのかが問題**となり、**仮にそれが訴因の内容にならず、それゆえ本件は訴因変更が問題となる場面ではないとした場合でも、被告人の防御との関係で裁判所の採るべき措置がないか**について、設問に現れた**具体的事実**を的確に分析して論じることが求められる。

他方で、**検察官の釈明した共謀の日にちが訴因の内容になるとした場合**には訴因変更の要否の問題となり、設問に現れた**具体的事実**を的確に評価して論じることが求められる。

**採点**に当たっては、このような出題の趣旨に沿った論述が的確になされているかに留意した。

前記各設問は、いずれも、捜査及び公判に関して刑事訴訟法が定める制度・手続及び関連する判例の**基本的な理解**に関わるものであり、法科大学院において刑事手続に関する科目を履修した者であれば、本事例において何を論じるべきかはおのずと把握できるはずである。

〔設問1〕は、おとり捜査の適法性について判断した最高裁判例（最決平成16年7月12日刑集58巻5号333頁。以下「平成16年決定」という。）を始めとするおとり捜査に関する正しい知識や理解があれば説得的な論述が可能だと思われる。

〔設問2〕については、訴因変更の要否について判断した最高裁判例（最決平成13年4月11日刑集55巻3号127頁、最決平成24年2月29日刑集66巻4号589頁。前者につき、以下「平成13年決定」と、また、後者につき、以下「平成24年決定」という。）や、共謀共同正犯において、裁判所が審理における争点として顕在化させることなく、検察官の釈明内容と異なる日にちに被告人が謀議へ関与した旨を認定したことの適法性が問題となった事案に関する最高裁判例（最判昭和58年12月13日刑集37巻10号1581頁。以下「昭和58年判決」という。）など、法科大学院の授業でも取り扱われる基本的な判例を正確に理解していれば、十分解答は可能であろう。

## 2 採点実感

各考査委員の意見を踏まえた感想を記す。

- (1) おおむね出題の意図に沿った論述をしていると評価できる答案としては、次のようなものがあった。

〔設問1〕では、平成16年決定を意識しつつ、おとり捜査の意義に関する理解を示した上で、おとり捜査の法的性質及び適法性の判断基準について、おとり捜査が違法とされる実質的理由を踏まえて自己の見解を示し、本設問におけるおとり捜査の対象となった事件の内容、捜査の状況、捜査機関による甲への働きかけの態様、これに対する甲の言動など事例に現れた具体的事実を的確に拾い上げ、それぞれの事実の持つ意味を的確に評価して説得的に結論を導き出している答案が見受けられた。

〔設問2-1〕では、本問が訴因変更の要否の問題であることを把握した上で、訴因の本質を踏まえつつ、平成13年決定で示された訴因変更の要否に関する判断枠組みを的確に示し、その判断枠組みに従って、また、平成24年決定に示された判断も意識しつつ、まず、第1段階の検討として、放火の態様の変更が罪となるべき事実の特定に必要な不可欠な事実の変動に該当するか否かを論じ、これに該当しないとして、次に、放火の態様が訴因に明示されていることを踏まえ、これが一般的に被告人の防御にとって重要な事実<sup>1</sup>に該当するか否かを論じ、これに該当するとして、例外的に被告人の防御の具体的な状況等の審理の経過に照らし、被告人に不意打ちを与えるものではなく、かつ、被告人にとって不利益であるといえない場合であるかについて、設問に現れた具体的事実を的確に抽出、分析し、説得的に結論を導き出している答案が見受けられた。

〔設問２－２〕では、公訴事実には共謀の日にちが記載されていないことを踏まえ、検察官が冒頭陳述で釈明した共謀の日にちが訴因の内容になるのかという問題の所在を的確に把握した上で、共謀共同正犯において、検察官が釈明した共謀の日にちが訴因になるのかという問題について、まず、一般的に検察官が釈明した内容が訴因の内容になるのか、なるとすればどのような場合に訴因の内容になるのかについて論じ、さらに、共謀共同正犯における共謀の日にちがこれに該当するのかについて論じた上で、共謀の日にちがこれに該当せず、したがって訴因変更は不要であるとしつつも、裁判所が被告人の防御の利益を考え、何らかの措置を講じる必要があるのではないかという問題を的確に示し、昭和５８年判決を意識しつつ、どのような場合に被告人に対する不意打ちとして許されないかについて論じ、事例に現れた具体的事実を的確に抽出、分析して、当てはめを行い、説得的に結論を導き出している答案が見受けられた。

- (2) 他方、そもそも、法原則・法概念の意義や関連する判例の判断基準等についての記述が不十分・不正確で、当該項目についての理解が不足していると見ざるを得ない答案や、法原則や法概念の意義や関連する判例の判断基準等として記述された内容自体には問題がないものの、これらを機械的に暗記して記述するのみで、具体的事実に対してそれらの法原則・法概念や判断基準等を的確に適用することができていない答案、具体的事実に対する洞察が表面的で、その抽出が不十分であったり、その事実の持つ意味の分析が不十分・不適切であったりする答案が見受けられた。

【設問1】では、おとり捜査の適法性を論じるに当たり、おとり捜査には、定義規定がなく、平成16年決定も、おとり捜査の意義について示した上で適法性を論じているのであるから、前提として、おとり捜査の意義に関する理解を示す必要があるところ、これを示さず、あるいは、的確な理解を示さないまま、おとり捜査の適法性を論じる答案が少なからず見受けられた。

また、おとり捜査については、刑事訴訟法に明文規定がなく、平成16年決定も刑事訴訟法第197条第1項に基づき任意捜査として許容される場合がある旨判示していることから、おとり捜査の法的性質を論じることが求められるところ、大半の答案がおとり捜査の法的性質について論じているものの、その内容としては、強制捜査と任意捜査の区別の基準に関する一般論を大きく展開する一方で、おとり捜査が違法とされる実質的理由との関係を意識した論述ができていない答案は少なかった。

さらに、おとり捜査の適法性を判断する基準についても、おとり捜査の法的性質を任意捜査であるとした上で、任意捜査の限界の一般論としての必要性や相当性を提示するにとどまる答案が少なからず見受けられ、おとり捜査が違法とされる実質的理由を十分に踏まえて適法性の判断基準及び判断要素を示している答案は少なかった。すなわち、おとり捜査を任意捜査であるとし、任意捜査であっても何らかの法益を侵害するおそれがあるために制約があるとした上で一般的に比例原則の適用を論じるにとどまり、おとり捜査の必要性に対置される権利・利益に関する論述が欠如し、あるいは、その論述が不十分な答案が多く見受けられた。

ここでは、おとり捜査が実質的に違法とされる理由について、不公正な捜査方法であるからとする考え方、国家が犯罪を創出し法益侵害を生じさせるからとする考え方、人格的自律・個人の尊厳に対する侵害があるからとする考え方などがあることを踏まえ、こうしたおとり捜査によって侵害され得る権利・利益を踏まえつつ、捜査の必要性との関係で比例原則を問題とする必要があるところ、その点を踏まえた答案は少なかった。

また、平成16年決定に対する理解が不正確と思われる答案も少なからず見受けられた。すなわち、平成16年決定は、「少なくとも、直接の被害者がいない薬物犯罪等の捜査において、通常の捜査方法のみでは当該犯罪の摘発が困難である場合に、機会があれば犯罪を行う意思があると疑われる者を対象におとり捜査を行うことは、刑法197条1項に基づく任意捜査として許容されるものと解すべきである。」としているところ、答案の中には、特に理由を示すことなく、前記判文にある「少なくとも」という文言を度外視し、同判文に記載された要素を充足する場合にのみおとり捜査が許されるとするものや、比例原則から必要性、相当性の要件を充足する必要がある旨記載した後、特に理由を示すことなく、平成16年決定が挙げた前記要素を要件として記載するものなど、それらの要素がおとり捜査の適法性判断に当たっていかなる意味で考慮されるのかについて正確に理解していないと考えられる答案が多く見受けられた。

また、具体的な事実の抽出、評価においても、事実の拾い上げ自体が不十分な答案や、自己の結論と整合する事実を中心に拾い上げ、反対の結論に導き得る事実の拾い上げが不十分な答案が見受けられた。さらに、事実の羅列にとどまる答案や、一応事実を抽出、評価しているものの、例えば、捜査機関による甲への働きかけが強いと評価するにとどまり、働きかけが強いことが違法方向に作用する理由について、おとり捜査が違法とされる実質的理由を踏まえた論述ができていないなど、事実に対する評価が不十分な答案が見られた。

また、平成16年決定にいう「機会があれば犯罪を行う意思」の理解が不十分なため、これを故意と同一のものと考え、故意の有無という観点で評価している答案があったほか、事実と判断基準との結び付きが不十分な答案も見受けられた。

さらに、本設問では、司法警察員Pは、甲からまずサンプルとして100グラムの大麻を譲り受けた際に甲を逮捕することができたものの逮捕せず、甲が10キログラムの大麻を持参したところで逮捕しているところ、この点について、おとり捜査が違法とされる実質的理由に遡って的確に検討している答案は少なかった。

【設問 2-1】では、多くの答案が訴因変更の要否の問題であることを把握した上で、訴因変更の要否に関する判断枠組みについて自己の依って立つ見解を示すことはできていたが、その一方で、設問において、罪となるべき事実の記載が判示として十分かについて論じる必要はない旨記載されているにもかかわらず、判決が犯行態様を「何らかの方法」と認定している点を捉えていわゆる概括的認定の問題について論じる答案や、訴因変更の要否について論じることなく公訴事実の同一性の有無という訴因変更の可否の問題のみを論じる答案も少なからず見受けられた。

同様に、訴因変更の要否について論じることなく、訴因の特定について論じる答案が見られた。

また、訴因変更の要否について論じる答案については、おおむね平成13年決定を意識し、訴因と心証との間にずれの生じている事実が、罪となるべき事実の特定に必要不可欠な事実か否かという第1段階の検討と、被告人の防御にとって重要な事実か否かという第2段階の検討に分けて論じている答案が多かったものの、その内容を正確に理解していない答案も少なからず見受けられた。例えば、前記のとおり平成13年決定は、第2段階の検討において訴因変更が不要となる例外を示しているところ、この例外を第1段階の検討において適用している答案が見られた。

また、平成13年決定は、第2段階の検討において、一般的に被告人の防御にとって重要な事実か否かだけでなく、当該事実が訴因として明示されていることを要素として挙げているところ、特に理由を示すことなく、その点に触れない答案も多く見受けられた。

さらに、平成13年決定の判断枠組みを的確に使うことができていない答案が見受けられた。例えば、第1段階の検討において、着火の方法が「石油ストーブを倒した」から「何らかの方法」に変わったことについて、十分な理由を示すことなく、それが罪となるべき事実の特定に必要不可欠な事実の変動であるとする答案や、第2段階の検討において、十分な理由を示すことなく、被告人の防御にとって重要な事実の変動とはいえないとする答案、あるいは、前記のとおり平成13年決定によれば、第2段階の検討において、例外として訴因変更が不要とされる場合が示されているところ、特に理由も示さないまま、その点について論じていない答案もあった。

さらに、前記第2段階の検討における例外に該当するか否かの検討において、本設問では、裁判所が証人である火災科学の専門家に対する補充尋問において、石油ストーブを倒す方法以外での着火の可能性について質問し、これに対し、同証人が可燃物に火をつけて散布された灯油に着火させることも考えられる旨証言し、同尋問終了後には、裁判所が検察官及び弁護人に対し、放火の態様に関して追加の主張、立証の予定があるか確認する手続を採っているところ、こうした事実を評価できていない答案や、被告人が放火の態様を争っていないから不意打ちの問題は生じないと評価するなど、不意打ちの理解が不十分な答案も散見された。

〔設問 2－2〕では、共謀の日にちは訴因に明示されておらず、検察官が冒頭陳述において明らかにしたにすぎないところ、この点を意識せず、検察官の釈明した共謀の日にちが当然に訴因の内容になるかのように、最初から訴因変更の要否を論じる答案が多数あった。

この点は、平成 13 年決定の示した第 2 段階の検討において、当該事実が訴因に明示されていることを要素としていることを理解していないため、〔設問 2－1〕では、放火の態様が公訴事実~~に明示されていたのに対し~~、〔設問 2－2〕では、公訴事実において、共謀の日にちが明示されてないという両者の違いに気付かなかったとも考えられる。

また、逆に、検察官が共謀の日にちを釈明で明らかにしているにもかかわらず、共謀の日にちが訴因に明示されていないことから訴因の内容になっていないとして、**検察官の釈明の効果を論じない答案**も見られた。

さらに、本設問では、甲は共謀のみに関与し、検察官が主張する共謀の日にちにはアリバイがある旨主張し、その日の共謀の有無をめぐり当事者間で攻撃防御が繰り広げられていたにもかかわらず、裁判所がそれとは異なる共謀の日にちを認定したことが被告人に対する不意打ちにならないかが問題となる~~ところ、そのような問題意識がないまま、共謀の日にちは訴因に明示されていないことから被告人にとって不意打ちにならないとする答案や、当事者間で共謀をめぐって争われていることから被告人に不意打ちにならないとする答案など、不意打ちの意味を理解していないと思われる答案~~も散見された。

さらに、〔設問 2－1〕では、訴因変更の要否について論じず、〔設問 2－2〕において、初めて訴因変更の要否を論じる答案も見られた。

### 3 答案の評価

#### (1) 「優秀の水準」にあると認められる答案

〔設問1〕については、平成16年決定を意識しつつ、おとり捜査の意義に関する的確な理解を示すとともに、その法的性質及び適法性の判断基準について、おとり捜査が違法とされる実質的な理由についての自己の見解を踏まえて的確に論じた上で、事例に現れた具体的な事実を的確に拾い上げ、おとり捜査が違法とされる実質的な理由を意識しながら、これらを的確に分析、評価しながら適法性を検討している答案であり、

〔設問2-1〕については、本設問が訴因変更の要否の問題であることを捉え、訴因の本質について論じた上で、平成13年決定に対する正確な理解を前提に、訴因変更の要否に関する判断枠組みを示し、各検討段階において、平成24年決定に示された判断も意識しながら、設問に現れた具体的な事実を的確に抽出、分析して結論を導いている答案であり、

〔設問2-2〕については、検察官の釈明した共謀の日にちが訴因の内容になるか否かについての的確に論じた上で、これを否定する場合であっても、裁判所の措置が被告人に対する不意打ちにならないかという点を問題とし、昭和58年判決を意識しながら、どのような場合に不意打ちとして許されないかという問題を的確に捉えた上で、事例に現れた具体的な事実を的確に評価して結論を導いている答案である。

#### (2) 「良好の水準」にあると認められる答案

〔設問1〕については、おとり捜査の意義に関する理解を示し、その法的性質及び適法性の判断基準について論じているものの、おとり捜査が違法となる実質的理由との関係については、やや物足りなさが残り、また、設問に現れた具体的な事実を抽出し、適法性の判断基準に当てはめているものの、抽出した事実に対する評価については、やや不十分な答案であり、

〔設問2-1〕については、訴因変更の要否の問題であることを把握し、平成13年決定を意識しつつ、訴因変更の要否に関する判断枠組みについて論じているものの、平成13年決定の判断枠組みに対する理解がやや不正確なものや、設問に現れた具体的な事実について、例えば、平成13年決定に従って検討しているものの、各検討段階における具体的な事実の分析、評価にやや物足りなさが残る答案であり、

〔設問2-2〕については、検察官が釈明した共謀の日にちが訴因になるかについて触れているものの、その論述にやや物足りなさが残るほか、検察官が釈明した共謀の日にちが訴因の内容にならないとしても、どのような場合に不意打ちとして許されないことになるのかについての論述に不十分さが残る答案である。

(3) 「一応の水準」に達していると認められる答案

〔設問1〕については、おとり捜査の意義、法的性質及び適法性の判断基準については一応示した上、事例に現れた具体的事実を当てはめて結論を導き出すことはできており、論述の過程において、おとり捜査が違法とされる実質的理由についての一応の理解がうかがわれるものの、おとり捜査の適法性の判断基準及び具体的事実への当てはめの両面において、おとり捜査が違法とされる実質的理由を踏まえた論述という面で不十分さがあり、おとり捜査の特性や本設問に現れた具体的な事実の抽出・評価に不十分さが認められる答案であり、

〔設問2-1〕については、訴因変更の可否の問題であることは把握し、訴因変更の可否に関する判断枠組みについて一応示した上で、事例に現れた具体的事実を当てはめて結論を導き出すことはできているものの、平成13年決定に関する理解が不正確で、設問に現れた具体的事実の分析、評価も不十分な答案であり、

〔設問2-2〕については、被告人に対する不意打ちが問題になることは把握し、事例に現れた具体的事実を評価して結論を導き出しているものの、検察官が釈明した共謀の日にちが訴因になるのかについての検討が不十分な答案である。

(4) 「不良の水準」にとどまると認められる答案

前記の水準に及ばない不良なものをいう。

一般的には、刑事訴訟法上の基本的な原則の意味を理解することなく機械的に暗記し、これを断片的に記述しているだけの答案や、関係条文・法原則を踏まえた法解釈を論述・展開することなく、事例中の事実をただ書き写しているかのような答案等、法律学に関する基本的学識と能力の欠如が露呈しているものである。

例を挙げれば、〔設問1〕では、おとり捜査の適法性の判断基準を示さないまま、事例に現れた具体的事実を評価しておとり捜査の適法性に関する結論を導くような答案、

〔設問2-1〕では、訴因変更の可否について論じることなく、いわゆる概括的認定の問題や訴因変更の可否についてのみ論じるような答案、

〔設問2-2〕では、検察官が釈明した共謀の日にちが訴因の内容になるかについて検討せずに訴因変更の可否について論じ、かつ、事例に現れた具体的事実について十分な検討をしないまま、不意打ちの問題は生じないとするような答案、

特に理由もなく〔設問2-1〕で訴因変更の可否を論じないで、〔設問2-2〕で訴因変更の可否を論じる答案などがこれに当たる。

4 法科大学院教育に求めるもの 注：受験生に求めるものとして読む

このような結果を踏まえると、今後の法科大学院教育においても、刑事手続を構成する各制度の趣旨・目的について、基本的な最高裁判例を踏まえて、原理原則に遡り、基本から深くかつ正確に理解すること、それを踏まえて、関係条文や判例法理を具体的事例に当てはめて適用する能力を身に付けること、自説の立場から論述の整合性に配慮しつつ論理立てて分かりやすい文章で表現できる能力を培うことが強く求められる。

また、刑事訴訟法においては、刑事実務における手続の立体的な理解が不可欠であり、通常の捜査・公判の過程を具体的に想起できるように、実務教育との有機的連携を意識し、刑事手続の各局面において、裁判所、検察官、弁護人の法曹三者が具体的にどのような立場からどのような活動を行い、それがどのように関連して手続が進んでいくのかなど、刑事手続が法曹三者それぞれの立場から動態として積み重ねられていくことについて理解を深めていくことが重要である。

## 【2023年合格目標 矢島担当の主な講座の一覧 ①～⑧】

～ここでは講師紹介の一環として私矢島が担当している主な講座を紹介しています～

### \*最新の法改正や判例に対応

ここに掲載した講座は2023年合格目標のもので、2023年度の司法試験や予備試験で出題される改正法や判例に対応済みです。ここに掲載した講座は、毎年、テキストを改訂しており、法改正に関わらない箇所も理解しやすいように改良しています。

### \*合格に必要な能力を身に付けるための4つの講座（概要）

どの講座を受講すれば良いかを迷っている方は、次の4つの講座を受講すれば合格に必要な知識や法的思考能力を修得できます。①と②が核となる講座です。③と④は短時間で実施する試験直前期の直前対策講座です。全て通学クラス・通信クラスが選べます。

#### ① 矢島の速修インプット講座（2022年5月28日～10月4日に新規収録）

論文試験と短答試験に共通する重要知識を本質的に理解して修得するための講座です。直近の試験も含めた最近の試験傾向に対応できるように、毎年、講義の内容を工夫しています。基本知識というのは、ただ知っているというのでは本試験に太刀打ちできません。直近の試験の質を踏まえて、本試験に対応できる質の理解をしていきます。

#### ② 矢島の論文完成講座（2022年10月22日～翌年2月18日に新規収録）

試験考査委員が受験生に求める答案の書き方を徹底的に理解して修得するための講座です。この講座では、これから答案の書き方を学ぶ受験生だけでなく、答案の書き方をある程度知っている受験生が本試験で初見の問題に対応できるだけの法的思考能力を修得できます。

#### ③ 矢島のスピードチェック講座（2023年2月23日～3月23日に新規収録）

直前対策用の講座です。前年度の出題傾向を踏まえて、直前期にここだけはおさえておきたいという重要度の高い基本知識を短時間で復習して、試験当日までに重要知識を記憶に残せるようにします。

#### ④ 矢島の最新過去問&ヤマ当て講座（2023年4月6日～5月18日に新規収録）

直前対策用の講座です。直近の司法試験の論文過去問を題材にして、現在の試験考査委員が受験生に求める法的思考能力の質を理解します。また、ヤマ当てという形で、論文試験の題材になりそうな論点を深く考察できる講義をします。

- ・以下は各講座の詳細

なお、より詳細な情報は、LEC のウェブページかパンフレットをご覧ください。

① **矢島の速修インプット講座**（司法試験・予備試験の対策）

[必修7科目合計144時間・1回の講義は4時間・全36回] 注：前年度は126時間  
合格に必要な基本知識や重要判例を体系的に確実に修得して、どのような問題にも対応できるだけの正確な理解に基づく真の学力を身につけるための講座です。講義の際は、試験対策上、理解しておけば足りるところと、理解した上で記憶までしておかなければならないところを明確に指摘するので、講義を受講し終えたときに、何をどの程度まで復習すべきかが明確に把握できるように工夫をしています。これからインプット学習を始める受験生はもちろん、これまでどこかでインプット学習をした経験があるのに、結局、試験に必要な学力が身につけていなかったという受験生でも、この講座の講義を聴いて復習すれば確実に前に進むことができます。

② **矢島の論文完成講座**（司法試験・予備試験の対策）

[必修7科目合計120時間・1回の講義は4時間・全30回]  
インプットした基本知識を、論文試験の事例処理を通じて答案の形にするのに必要な法的思考能力を修得するための講座です。矢島作成の解答例を使用します。講義では、試験考査委員に高い評価を得られる答案の作成方法を徹底的に指導します。取り扱う問題は、司法試験の過去問がメインとなりますが、法的思考能力を磨くのに有益な予備試験の過去問や、必要に応じてオリジナル問題を取り扱うことがあります。

③ **【直前対策講座】矢島のスピードチェック講座**（司法試験・予備試験の対策）

[必修7科目合計51時間・1回の講義の時間は科目ごとに異なる]  
[民法11h、刑法10h、憲法・会社法・民訴法・刑訴法・行政法は各6h]  
合格に必要な重要論点や重要判例を試験直前期に短時間で効率よく復習するための直前対策講座です。試験直前期になってインプットが間に合わないのではないかと心配している受験生でも、自信をもって試験に臨めるようになります。また、矢島の速修インプット講座で取り扱った事項のうち特に重要度が高いものを中心に効率よく復習して理解と記憶を深めることができるので、合格に必須の最重要事項について、試験直前期の最終チェックをするのに最適の講座です。

#### ④ 【直前対策講座】矢島の最新過去問&ヤマ当て講座

[必修7科目×3、5時間=合計24、5時間・全7回]

司法試験の最新の論文過去問の分析と直近の論文試験のヤマ当てをするための講座です。最新の論文過去問は、最近の試験審査委員が受験生に対してどのような答案を求めているかを理解するのに役立つ最良の道具となります。最新の過去問と矢島作成の解答例を用いて、本番の試験で求められている法的思考能力の「質」をしっかりと理解して、本試験で高評価を得られる答案がどのようなものかをイメージできるように、しっかりと講義していきます。各科目の講義の後半では、今回実施予定の司法試験の論文試験で出題されそうな論点や重要判例等のヤマ当て講義を実施します。

本講座は司法試験を題材としていますが、試験審査委員が求める答案がどのようなものかを理解して、司法試験で出題される論点の題材にして法的思考能力を磨くことは、予備試験の受験にも役立つため、予備試験の受験生にもお勧めの講座です。また、ヤマ当て講座の講義の質が高いので、ヤマに関係なく学力向上に役立ちます。

#### ⑤ 短答試験対策のための講座「矢島の短答対策シリーズ」の一覧

[以下の全科目を新規収録して2022年11月中旬に配信開始] [通信クラスのみ]

- ・家族法〔6時間〕(司法試験・予備試験の対策)
- ・商法総則・商行為・手形法〔4時間〕(予備試験の対策・論文に必要な知識も修得)
- ・会社法〔4時間〕(予備試験の対策)
- ・民事訴訟法〔4時間〕(予備試験の対策)
- ・刑事訴訟法〔4時間〕(予備試験の対策)
- ・行政法〔4時間〕(予備試験の対策)
- ・憲法統治〔6時間〕(司法試験・予備試験の対策)

注：上記の講座のうち、「憲法統治」以外の講座は、矢島作成のオリジナルテキストを用います。テキストを別途購入する必要はありません。

注：「憲法統治」だけは、メインテキストとして、LECが出版・販売している「完全整理択一六法・憲法」を用います。

なお、「憲法統治」は、矢島作成のレジュメを使用して、純粹に「統治」といわれる分野以外にも、憲法の総論、平和主義など、短答試験特有の分野で出題頻度が高い事項についての特典講義を無料で追加します。追加の講義時間は90分程度です。

注：「家族法」は、今期6月頃に実施した矢島の速修インプット講座で配布した「民法Ⅲ(家族法)」のテキストを、短答対策シリーズの講義の収録用に改訂したテキスト(通年改訂している私のテキストの今期第2版みたいなもの)を使用します。

⑥ 【直前対策講座】矢島の法律実務基礎科目〔民事・刑事〕〔24時間〕

(予備試験の対策) (新規収録して2023年8月中旬に配信開始) [通信クラスのみ]

[民事 1コマ4時間×3回=12時間、刑事 1コマ4時間×3回=12時間]

注：2022年合格目標の講座は合計18時間だったのを24時間に増加  
本講座は予備試験の法律実務基礎科目の近年の試験傾向を十分に考慮した上で、合格に必要な基本重要知識のインプットや、論文答案の書き方を修得することを目的とした直前対策用の講座です。本講座を利用することで、短答式試験が終了した後も、短時間で法律実務基礎科目の試験対策をすることができます。なお、講義の内容は司法研修所が採用する見解に準拠しているため、司法修習の導入講座としても有益です。  
講義での主な取扱い事項は次のとおりです。

- (1) 民事・刑事ともに合格に必要な能力を修得するのに最適な論文過去問を題材に将来の試験に役立つように思考方法を矢島作成の解答例で徹底解説
- (2) 民事のインプット講義として、民事事実認定の基本的なルール、要件事実、民事保全法、民事執行法
- (3) 刑事のインプット講義として、刑事事実認定の基本的なルール、刑事実務に関する試験で問われやすい基本知識(勾留、接見禁止、保釈、準抗告、公判前整理手続、証拠調べ手続の実務基礎、その他)
- (4) 民事・刑事ともに論文試験、口述試験で出題頻度が高い弁護士倫理

⑦ 司法試験・予備試験の選択科目の対策 ～労働法のインプット&論文対策

- (1) **矢島の労働法** [選択科目総整理講座] [32時間] 注：前年度の講座は24時間

(毎年新規収録して2022年6月中旬に配信開始) [通信クラスのみ]

本講座は、**まず**、矢島の体系整理テキスト労働法(毎年改訂)を使用して、合格に必要な基本知識や重要判例をインプットするための講義を1コマ4時間で5コマ実施します。**次に**、司法試験の論文過去問と矢島作成の解答例を題材に労働法の合格答案の書き方を修得するための講座を1コマ4時間で3コマ実施します。

この講座は、イメージでいうと、矢島の速修インプット講座と矢島の論文完成講座がセットになったようなものです。

- (2) 【直前対策講座】**矢島の直前対策スピードチェック労働法** [合計8時間]

～今期の試験直前期に特に深い理解しておきたい事項の最終チェック

(WEBでのみ告知) (2023年5月24、25日 18時～22時 通学は水道橋・通信あり)

労働法の学習は一通りしたもの、試験直前期に不安が残るという受験生が自信をもって試験本番に臨めるように、労働法の事例処理の核となる重要論点に的を絞って総復習をします。「矢島の労働法」の受講生にとっても試験直前期に特に意識を集中すべき事項に的を絞って確実に復習できるため、安心して試験に臨めます。

⑧ **矢島ゼミ** [2023年3月11日開講 合計17回]

答案添削、個別面談、合格に直結する実践的な知識の修得に必要な講義、合格に必要な重要事項の理解度や記憶の定着度の口頭チェックなど、合格に必要な指導を私矢島が直接行います。ゼミの際は、私も受講生と机を並べて一緒に答案を手書き作成してお手本を示してゼミ生の士気を高めていきます。試験直前期まで気合を入れ続けてもらいたいという受験生にお勧めの講座です。2023年度合格目標の矢島ゼミは、2023年3月11日(土)から7月1日(土)まで毎週土曜日の合計17回で、水道橋本校で実施する予定です。

\* **毎回の矢島ゼミの標準的なメニュー(1)～(5)**

(1) **個別面談**

過去問答練の答案を主な資料として私が口頭でアドバイスをします。希望があれば、ゼミ生の個人的な学習スケジュールの構築など幅広く相談に乗ります。

(2) **過去問答練** (司法試験の過去問の一部又は改題を用いた答練)

私もゼミ生と一緒に教室内で答案を手書きしてその答案のコピーを配布した後に質疑応答の時間を設けます。質疑応答を通じて、試験考査委員に評価される答案の書き方を修得していきます。過去問答練でゼミ生が書いた答案はゼミ終了後に回収して私が添削した上で、次回ゼミの個別面談で返却します。これまでの約10年間のゼミの経験則上、過去問答練で毎回「A」評価を受けて、そのうち2回に1回「A+」評価を受ける程度の学力があるゼミ生はほぼ確実に合格しているのでこれを目標に頑張ってください。

(3) **答案作成特訓**

上記(2)の過去問答練で扱っていない問題のうち、今期の受験対策上、検討しておくよさそうな問題を題材に答練をします。題材として、オリジナル問題、予備試験の問題、過去問答練で扱わなかった司法試験の過去問などを用います。答案作成特訓においても過去問答練と同様、私がゼミ生と一緒に答案を手書きして答案のコピーを配布した後に質疑応答の時間を設けます。

(4) **論証その他試験に必要な知識の修得特訓**

記憶をすることに特化した矢島ゼミのオリジナル論証集を題材に、毎回、記憶すべき事項を計画的に記憶していただきます。オリジナル論証集は、必修7科目のものを1週間で記憶できるだけの分量のものに分断したものを毎回のゼミで少しずつ配布していきます。配布した論証集については、次回のゼミまで記憶してくることを課題として、ゼミの冒頭で、口頭にて記憶の確認テストを実施します。

(5) **短答確認テスト**

毎回ゼミの最後に事前に範囲指定した短答の過去問テストを実施し、ゼミ生の解答内容を私が直接確認した上で、全問正解できたゼミ生から順次帰宅することができます。ゼミ終了後に何か質問したいことがある場合はそのまま教室で待機することができます。

[調整余白]





**れっく LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU23674